

国立大学法人東京農工大学産官学連携・知的財産センター運営規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京農工大学産官学連携・知的財産センター運営規則の一部を次のとおり改正する。

現 行	改 正 案	備考
<p>国立大学法人東京農工大学産官学連携・知的財産センター運営規則</p> <p style="text-align: right;">平成 16 年 4 月 7 日</p> <p>第 1 条～第 1 0 条 省略</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第 1 1 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 センター長</p> <p>二 副センター長</p> <p>三 センターの専任教員</p> <p><u>四 研究院の各部門及び拠点から推薦された教育職員（助手を除く）各 1 人</u></p> <p>五 研究支援・産学連携チームリーダー</p> <p>六 その他委員会が必要と認める者</p> <p>2 省略</p> <p>第 1 2 条～第 1 5 条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第 1 条～第 1 0 条 省略（現行どおり）</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第 1 1 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 センター長</p> <p>二 副センター長</p> <p>三 センターの専任教員</p> <p><u>四 研究院の農学系及び工学系から選出された、研究院を本務とする講師以上の教員 各 4 人</u></p> <p><u>五 研究院の融合系から選出された、研究院を本務とする講師以上の教員 1 人</u></p> <p>六 研究支援・産学連携チームリーダー</p> <p>七 その他委員会が必要と認める者</p> <p>2 省略（現行どおり）</p> <p>第 1 2 条～第 1 5 条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>	

附 則

この規則は、平成 1 9 年 1 0 月 2 2 日から施行し、平成 1 9 年 6 月 1 日から適用する。